

# わがまち歴史散歩

## なぞだらけ、近世初頭の池田の統治機構

### ○江戸時代の初め、池田は町として知られていた

徳川幕府が始まったころ、池田は村だったのでしょうか、町だったのでしょうか。ちよつと突飛な問題のようですが、大事なところ

です。幕府を開いて間もない慶長10年(1605)、徳川家康は全国の諸大名に命じて国絵図を描かせています。このとき提出された正規の国絵図は江戸城の火災で焼失したようですが、西日本を中心に控えや写本などが残っていて、摂津国絵図は西宮市立郷土資料館に大事に保存されています。

この慶長摂津国絵図では池田は四角く線で囲まれて、「池田町」と記載されています。豊島郡では



▲慶長摂津国絵図(部分、出典：にしのみやオープンデータサイト)

「町」とされているのは池田だけ。西隣の川辺郡では山下町・伊丹町そして塚口町。尼崎は「尼崎」とのみ記されていて、城下だったことを示しています。武庫郡では町となつているのは西宮町のみです。他は全て名前の最後に「村」の文字がつけられています。池田は、町として近郷に知られていたのでしょうか。

ちなみに、前回の記事では、文禄4年(1595)「池田中」の名で、放火した人物を石子詰め刑に処した史実を紹介しておきました。これは、池田は自立した意思を執行する町として近世初頭には戦乱を乗り越えて復興していたことを示す象徴的な出来事ではなかったのでしょうか。

### ○「村」となった池田の町

しかし、慶長19年(1614)、大坂の陣が始まったときには、「池田の庄屋・年寄たち」が家康の陣を訪ね、当時大御所だった家康から池田で乱暴狼藉など三力条を禁じる禁制と家康の朱印をもらったことが言い伝えられています。

寛政2年(1790)に写されたとされるこの禁制には「摂州

池田村」の文字が、また、第二条には「田畠立毛刈取り」、第三条には「百姓らに対し非分の申懸け」がそれぞれ禁止事項として書かれています(以上、林田良平「御朱印事件と満願寺屋」『池田郷土研究』第4号)。まるで池田は農村だったかのようです。

では、この禁制と朱印は本当にこのように書かれていたのでしょうか。これまでたびたび紹介してきた「穴織宮拾要記末」には、「禁制」に書かれていたのは「往来狼藉・放火・刈田」の三力条であったとされています。このうち「往来狼藉」の文字の下には「十二市ノ事、御朱印のほか別紙下さる」と注記されています。これは池田

が半ば常設化された市場であったことを示しており、先の林田氏紹介の「禁制」とは大いに自身が違っています。また、最後に「慶長年中也」として、庄屋新左衛門ほか二人の庄屋の名前、および、それぞれの人物の現在すなわち宝永2年(1705)ごろにおける末裔の名前が記されています。

故林田良平氏紹介の前記事とこの記事、どのような関係になるのでしょうか。大事なところかと思いますが、なにしろ、「禁制」

の実物が今残っていないので、なかなか解明は難しいと言わなければなりません。はたして池田はこのときすでに村とされたのか、また、そこに「庄屋」がこのとき存在していたのでしょうか。

### ○よくわからない。池田の統治機構の形成と変遷

そもそも戦国期以降の町の復興過程で、また豊臣・徳川といった強力な中央政権成立過程で、町の統治機構はどうつくられ、どう変化していったのでしょうか。市の歴史を知るうえで根本課題です。しかし『新修池田市史』では触れることはできませんでした。

近世において池田が村とされ、庄屋と年寄が置かれていたことは事実です。しかし、その制度とはいかなるもので、いつ始まったのでしょうか。また、池田という地域はいつ、どのようにその境域を確定していったのでしょうか。このあと、これらの問題についても少し考察してみようと考えています。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)  
◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674

# わがまち歴史散歩

## 延宝7年「池田庄検地帳」からわかること

### ○延宝7年「池田庄検地帳」

右のような表題を持つ検地帳が

池田市立歴史民俗資料館に1冊保存されています。延宝7年といえは西暦1679年。今から約340年前作成の古文書です。

表紙の大きさは縦27・5cm、横22cm。まずまず標準的ですが、その厚さはなんと14cmもあって、白紙を除いた墨付きの紙が752枚に及ぶ、なかなか他に類例のない巨冊です。

あまりに厚くて傷みやすいためか、厚さ4cm余ずつで3分割し、それぞれ銅製の蝶番をつけ、それを一連の形にしっかりと連結し、傷みを防ぎ、扱いやすくする工夫をしています。それでも、いったん紙をめくり始めると紙面の断裂



▲延宝7年「池田庄検地帳」

### ○「池田庄検地帳」の調査

には終始気をつかいます。

検地帳というのは、豊臣政権も徳川政権も在地支配の基本資料として重視し、実地に担当者を派遣し作成したものです。検地帳は土地の利用状況や所有関係を記録したものであって、「池田庄検地帳」は、江戸時代前半期の池田を知るためには最も基本になる史料といつて間違いなんでしょう。

しかし、この検地帳に記載されている土地数は4千4百筆以上。年貢負担者などは何百人になるか、ちよつと見ただけでは推測もできません。また、土地が所在する場所を確定しようとしても、検地帳に表記された小字の位置がいまや多くは分からなくなっています。

こうしたこともあってか、『新修池田市史』(第2巻)も『池田市史』概説編もその存在は紹介して、中身の分析にまでは及びませんでした。もっとも、豊臣政権の時代に作成された畑村・神田村の文禄3年(1594)検地帳については詳細な検討が行われています(たとえば第2巻では10〜19ページ)。しかし、それをもって大

な町場を抱えた池田庄の説明に代えるわけにはいかないのではないのでしょうか。

今回は、この検地帳の記載をもとに池田庄に関わる基礎的数字をとりあえず確認しておきましょう。

### ○池田庄の概要

まず、池田庄の概要です。ここでは、検地帳の最後の所に細かく書かれている数字を計算して一覽表を作ってみました。土地は年貢地と、年貢の免除された「除地」、

そしてそれ以外の土地といったように、3種類に分けられていることが分かります。池田庄は町場を構成する屋敷(おそらく一覽表に見える「屋敷(1)」を中心にその周りに広大な耕地が広がっていたようです。

次号で改めて検討してみようと考えています。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳) ◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674

(表) 延宝7年検地帳に見る池田庄概要

		面積				分米高	
		町	反	畝	歩	石	
年貢地	田	71	3	8	13	1,126	278
	畑	46	3	7	22	461	645
	新開畑		1	7	15	0	175
	田畑合計	117	8	3	20	1,588	098
	屋敷(1)	4	1	8	13	54	396
	屋敷(2)	6	2	3	10	74	800
	屋敷合計	10	4	1	23	129	196
年貢地合計	128	3	5	13	1,717	294	
除地	山	56	4	4	00	4	000
	穴織大明神社境内		2	7	反2	畝余	
	呉服大明神社境内			1	反7	畝余	
	天神社境内				9	畝余	
	稻荷大明神社境内				3	畝余	
	大広寺境内		10	町8	反3	畝余	
川欠けその他					若干		
その他	川・川原・町中の道・路地・街道・墓地などか?						

※メートル法への換算は行っていない。下記の概略式を参照。  
面積:1町=10反=100畝≒10,000㎡=1ha。1畝=30歩(坪) 1歩(坪)=3.3㎡  
体積:1石=10斗=100升=1,000合=180ℓ。米1石=150kg  
庄全体の高は田・畑・屋敷に山年貢を加えた1,721石2斗9升4合とされている。



## わがまち歴史散歩

## 計算がいっぱい。延宝7年「池田庄検地帳」

## ○「検地帳」の記載

延宝7年(1679)「池田庄検地帳」は用紙を二つ折りして、前回確認したような大きさとし、基本的には片面に3筆ずつ記載していきます。このページの左端に紹介するのは厚い検地帳の2枚目、片面に3筆あるうちの2筆分の記録を写し取ったものです。

1筆目を読んでみましょう。まず「古検」とあります。これは、文禄3年(1594)の検地という意味で、地目は屋敷、面積は28歩(坪)だったという記録です。それが今度の検地では地目は同じく屋敷、一辺の長さが6間3尺3寸と3間4尺8寸、面積は25歩(坪)とされました。そして、この土地の年貢負担者は東町(東本町)の喜右衛門、その分米高(年貢持分)は1斗、ただし、1

反当たりの年貢持分は1石2斗です。ちなみに、田畑と同様、屋敷地にも年貢がかかっています。

次の土地についても同じように読んでいきます。すなわちここでも、「古検」では地目は屋敷で2畝10歩、これが今度の検地では、地目は屋敷のまま。面積は14間4尺2寸と3間3寸で1畝15歩(坪)、分米高は1斗8升、年貢負担者は立石の長右衛門だと読めます。

延宝7年の検地帳の記載はこんな感じで、全部で4千4百筆以上、丁寧な文字できっちり書き上げられています。

○数字の算出はどうやって  
ところで、これらいろいろな数



古検屋敷式拾八歩	東町
一、屋敷 六間三尺三寸	喜右衛門
此分米壹斗	但老石式斗代
古検屋敷式畝拾歩	立石
一、屋敷 拾四間四尺二寸	長右衛門
此分米壹斗八升	但老石式斗代

▲面積：1町=10反=100畝≒10,000㎡=1ha。1畝=30歩(坪) 1歩(坪)=3.3㎡  
体積：1石=10斗=100升=1,000合=180ℓ。米1石≒150kg  
長さ：1間=6尺=60寸≒1.82m

字はどうやって書き上げられていったのでしょうか。

「屋敷」の文字の下、2行にわたって書かれた6間3尺3寸などの数字は奥行きと間口の長さ。これは実測した数字でしょう。また、左下、「但老石式斗代」は調査に当たった検地役人が見積もります。ここは屋敷としても最良の土地だから1反当たり1石3斗にしておこう、といった感じでは、それ以外の数字はどうやって記入したのでしょうか。実はすべて計算の結果です。しかし、これは厄介な計算でした。

延宝検地のとき、1間は文禄のときの6尺3寸から6尺に簡略化されましたが、それでも1間は6尺、1尺は10寸です。また1町の面積は10反、1反は10畝、1畝は30歩(坪)です。このように長さも面積も途中で位取りの基準が変わっているのです。面積を出し、分米高を出すにはこの位取りの違いを組み込んでおかねばなりません。たとえば、上の例文、6間3尺3寸と3間4尺8寸を掛けて面積を出すときには、10進法が効く尺を基準にするとして、近代人なら以下のように

計算します。すなわち、6間3尺3寸(6×6)尺+3・3尺(39・3尺、同じく3間4尺8寸は22・8尺と換算します。次にこれらを掛けて、896・04平方尺と出す。1歩(坪)≒36平方尺だから、896・04÷36で答えは24・89歩。これを概略表記すれば例文通り25歩という数字が出てきます。

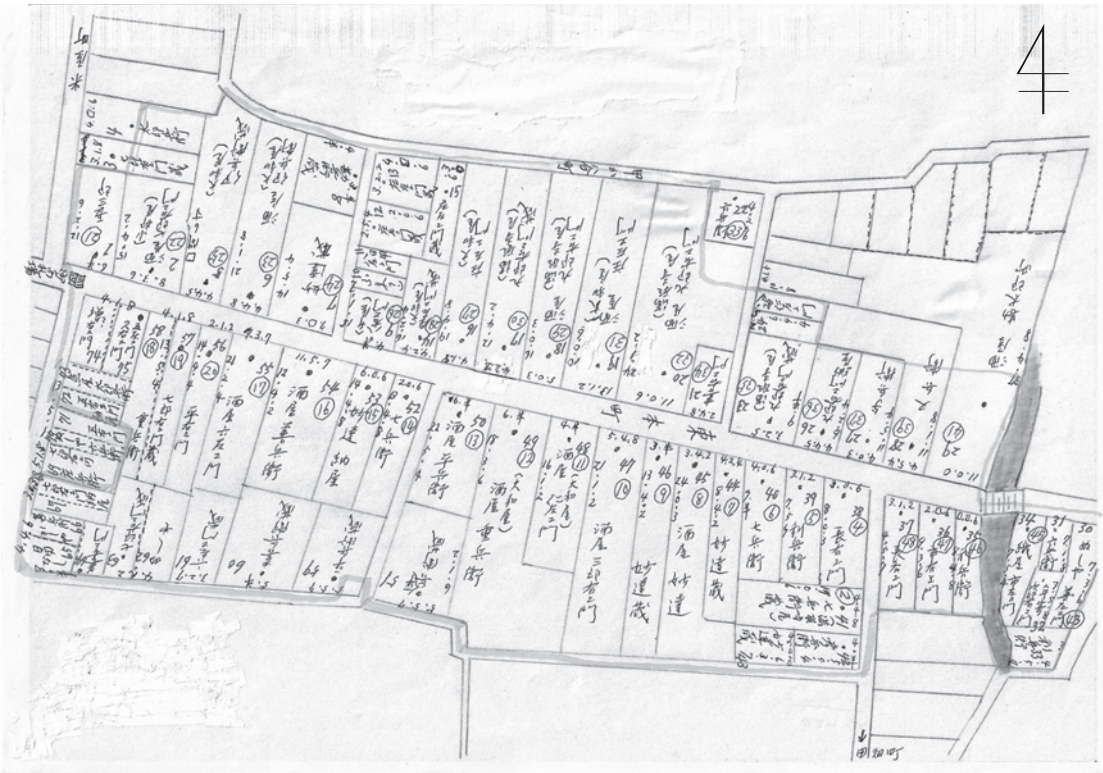
しかし、これは面倒だし、間違いやすいですね。しかも、つづいて、1反当たりの平均取れ高と面積をもとに分米高を求めねばなりません。これは比例式の問題ですが、ここでも10進法だけではありません。当時の人たちはこれとは違うやり方をなにか知っていたのでしょうか。試みに、検地帳の数字はいくつか検算しましたが、答えはすべて合いました。

そろばんしかない時代、人びとは大変な集中力をもってこの事業をやり遂げたのです。しかも、「検地帳」の最終ページでは、前号で見たようにいろいろな集計までやっています。驚くべきことではないでしょうか。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)  
◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674

## わがまち歴史散歩

## 近世、池田の村と町



東本町の土地区画図 元禄10年「摂津国豊島郡池田村絵図」(伊居太神社蔵)より

## ○元禄10年池田村絵図

上の図は、元禄10年(1697)「摂津国豊島郡池田村絵図」のうち、東本町の部分を手作りで描き直したものです。東端は現在池田文庫の前、当時は石段でした。西端は井戸の辻。栄本町通のアーケードの北側入口を抜けた所です。

東本町は酒造りの家がずらつとならんでいる地区で、ほとんどが「酒屋」か「蔵」か「納屋」で占められています。試みに色を付けてみてください。酒関係工業が驚くほど密集して展開していることが分かります。

池田村絵図は、池田村の町場の店や住民の家業を記し、持ち家・借家・本百姓・水呑（水呑のみ）の区分も分かるようにしています。『新修池田市史』第2巻ではこの絵図を使って元禄期の町場について解説しています。

## ○池田の町と田畑の耕作

延宝7年(1679)「池田庄検地帳」によれば、池田村は田71町3反余、畑46町5反余(新開含む)、併せて117町8反余の耕作地と10町4反余の屋敷地、その

ほかに56町余の山地と、除地とされた13町余の神社寺院の敷地などから成り立っていました。

屋敷地は、町名の付く町場に多く、村内にある宇保などいわゆる農村的集落を構成する所にも存在していたようです。町場に住む有力な人びとは、周辺に広がった村内の耕作地をそれぞれ分有し、いわゆる本百姓としての形も整えていました。例えば、池田酒造界の雄、満願寺屋九郎右衛門は「西のかいち」ほか9力所に、合わせて3反前後の田畑を持っていたのです。

「検地帳」によれば、池田村の農地は、宇保とその周辺のほかにほとんどが池田の町場の人びとが持つところでした。その人数はいま数えられてはいませんが、池田の町場に住む有力者のうち、かなりの部分は村内に農地を持つ百姓でもあったのです。

池田村は、一面で百姓、もう一面で町場の住民という、両面を持つ人びとを中心に、中世呉庭（くれはのしょう）庄（しょう）以来の歴史を持つ宇保の人びとも交じえて成立していたのです。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)  
◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674



# わがまち歴史散歩

## 江戸時代、池田の町並をつくった人びと

### ○村絵図に生きる検地帳

前回で、近世の池田村の中心は町場にあり、そこには一面で百姓、もう一面では町場の住民という両面を持つ人びとが住むと書きました。今回は、このことをもう少し検討してみましよう。

元禄10年(1697)の「池田村絵図」にはおびただしい数の屋敷が1戸ずつ描かれています。戸数は1437にのぼると数えられています(『新修池田市史』第2巻218ページ)が、同一人物とみられる者、空き家などは除外したということですから、実数はこれよりも多くなります。

屋敷地については1軒ごとに奥行き・間口の長さが間・尺・寸の単位付きで表記されています。実はこの数字は延宝7年(1679)の「池田庄検地帳」の数字と同じであることが東本町の部分を調査して気付きました。「池田村絵図」の作成は延宝検地から20年近く後ですが、その調査はずっと生かされていたのです。

### ○入れ替わる名前、

#### 分筆の進行

そこで、絵図の中に延宝検地帳

の記載が当てはまる屋敷地の場所を探し、特定する作業をしてみました。すると、検地帳にある屋敷の位置が特定できるばかりでなく、記載順が絵図中の屋敷地の並びと対応することも見えてきたのです。絵図に描かれた屋敷地は延宝検地の時には誰の所持だったかが分かるということです。

驚いたことには、町場の中心、東本町においても土地の所持者名がわずかに20年弱の間に半数以上変化しています。代替わりもあるとは思いますが、激しい動きです。

ところで、「池田村絵図」には屋敷地を分割する朱線を引いているところもたくさんあります。ここでは、隣り合った二つ以上の土地を大きく跨るまたかように数字が表記されています。これが検地帳の数字なのです。



元禄10年 摂津国豊島郡池田村絵図(伊居太神社蔵)より  
※原本にある朱線は点線を加筆した。

これは、延宝検地以後、屋敷地の分割が進んだ結果と考えるべきでしょう。池田の町場で商いなどに従事する人が増え、それに対応するためだったと思われる。

### ○野心を満たす町＝池田

池田の町場は、17世紀後半大きな変貌を見せ始めていたようです。しかし、この変貌は近世初頭からのものであった可能性もあります。

延宝の「池田庄検地帳」の、町場と農地の入り交じる辺りでは、「古検畑地」との表記もあります。古検とは文禄(1592～96)の検地のことです。文禄のころには畑地だった箇所が延宝検地までには屋敷地に変えられていったことを記録するものです。

そういうえば、町場の西部には「新町」が広がっています。また、井戸の辻を中心に大阪への街道、能勢・奥川辺への街道、そして伊丹方面への街道沿いに町場が飛び出るように形成されていることも絵図から読み取れます。

池田の町場は、もともと池田の村に住んでいた人だけが開いたというよりも、野心を持つ周辺各地の人に

とって、その機会をうかがうことのできる稀有の場所だったのでしよう。

実際、池田の町場には、酒屋に限っても、加茂屋・小部屋・久代屋など周辺の村名を屋号に付けた店がたくさん出現しています。有名な満願寺屋もそのうちのひとつでした(『池田酒史』36ページ)。

ところで、屋敷のなかには借家も結構あったようです。そこには、まだ町場の周辺に農地を持たず、「水呑」といわれた人も多かったと思われれます。それでも、将来に対する希望を持ち、商人として大きくなる野心を持っていたのかもしれません。

考えれば当たり前ですが、町の主役は移り変わるのです。池田は全体としては村でしたが、まさにこの意味で大きな町を含んでいたのです。ちよつと皮肉っぽくいえば、江戸時代の池田は人を育て、同時に人を見捨てる町だったので。町場の有力者による農地の所持もこの観点からその意味を探る必要があるといふべきでしょう。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)  
◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674

## わがまち歴史散歩

## 池田で買い物

## ○法事の記録

文久元年(1861)8月16日、現在の川西市東畦野地区で、当時あった寺の開山和尚百五十回忌の集まりが、寺の世話人や有力者たちを中心に実施された。同じ村内の寺、今の能勢町長谷地区にある寺、さらには京都からも2か寺が寄り集まった。

料理の準備も大変だった。それを記録した「雑用覚」には、釜の掃除、長谷地区の寺に案内に行く人の日用賃、さらには、買い物や容器の手配、料理人の雇用までごまごまと記録されている。

買い物でそろえた品物は、酢5合、みりん8合5勺、うどん粉4貫目、上々味噌2貫目、上醤油5升、もち五文取り10、大豆4升8合、まんじゅう175、くす1升、酒1斗7合、上新炭1俵、あづき1升余、とぶぶ5箱、白米1斗であった。このほかに「福せ」という料理屋から人を呼び、さらに茶漬け用茶碗10人前を出してもらっている。これらの費用は銭19貫498文に上った。当時の銀に換算すれば約269匁11008グラムになる。たいへん大きな買い物であった。こんな買い物、池

田周辺地域全体に広げれば結構あったと思う。それらを合わせたら相当の金額となるだろう。

## ○村の催事を支える池田の町

さて、この買い物、どこでしたのか。酒1斗7合は購入した店名から見て、山下町の北側下財屋敷であることは明らかである。しかし、ほかには、「池田買物」という文字が3か所、また「池田龍松」との記載も1か所ある。つまり、池田に行っている。そう考えれば、料理人を頼んだ「福せ」も池田にあったのかもしれない。

要するに、周辺村々では、なか集まり事するとき、池田での買い物、料理人の雇用は普通になっていたと考えるべきであろう。池田の町の上得意と言わねばならない。では、その周辺とはどんな範囲なのか。それは池田にとっても、また周辺村々にとっても調べる価値の高い課題となるであろう。

## ○元禄の池田村絵図に店を探す

では、村の人たちは実際に池田の町のごで買い物をしたのだろうか。ここでは最近ずっと見てき

た元禄10年摂州豊島郡池田村絵図で試みてみよう。

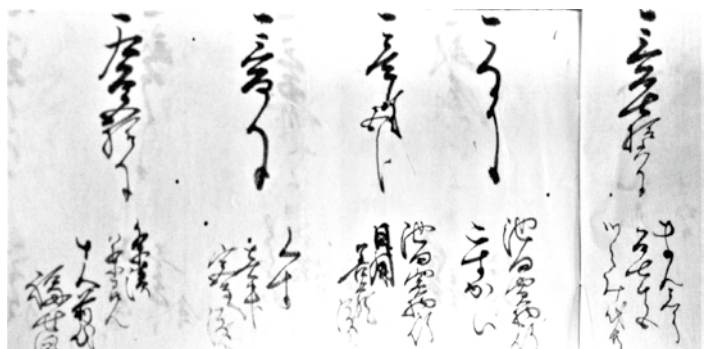
もちろん、元禄から文久までおよそ150年の隔りがある。店もほとんどが入れ替わっているし、文久には元禄に存在しない商品を扱う店もあるだろう。それでも、元禄の絵図で確認すると、逆にそつした需要にこたえる体制が池田側にいつごろから存在したか見えてくるかもしれない。

## ○北からのお客はまず…

池田へ買い物に来る人は、東西南北四方向から町に入る。そのうち北から来る人は北新町へと入ってくるのが普通である。東畦野村から買い物に来た人はまず北新町で店を探し、なければ中新町から南新町へ、さらにあちこち探すと

なるだろう。さて、そこで、北新町の通りを北から順に眺めていくと、東側には鍋屋、小間物屋(2軒)、豆腐屋と並ぶ。豆腐はここで手に入る。ただし、これは福せに頼んでいるので買わない。さらに見ていくと、たばこ屋、檜物屋、古手屋、瀬戸物屋、餅屋と出てくる。「あ

あ、餅屋」となるだろう。続いて道を歩けば、まんじゅう・上新



畦野地区で開かれた法事の記録。「池田買物」の文字が見える

炭・上々味噌が買えた。す(酢)・みりん・うどん粉・上醤油・あずきなどは見当たらなかった。おそらく、これらの品は、元禄期には個人の家庭等で製造し保管していたのだろう。時代が進むにつれ、調味料や家庭で使うその他の食品も商品化が進んだことが確認できる。池田は町としてさらに進化するのである。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課 市史編纂 ☎754・6674



## わがまち歴史散歩

## 元禄時代、記録に残った女性たち

## ○元禄の池田村絵図に見える女性の名前

ふと思いつき、「元禄10年(1697)撰州豊島郡池田村絵図」には明らかに女性と思われる名前がどれぐらい出ているのか調べてみました。それは、家を代表する地位にあるものとして認められた女性の存在と考えたからです。

『新修池田市史』第2巻ではこのような調査は行っていません。しかも、対象とすべき屋敷数は、少なく見積もっても1437に上っているようです。

さて、調べた結果、絵図中に明らかに女性の名前と思われる記載があったのは8か町、13人にとどまりました。以下書き上げておきます。なお、彼女たちは全て借家住まい。最後の男性名は家主です。もつとも、見落としがあるかもしれないので、これが全てと断定はしないでおきます。

南新町	系引	いと	加右衛門
同	同	せん	別所佐兵衛
中新町	同	妙生	七郎兵衛
同	同	しま	玄同
大西町	同	むめ	同右
同	同	きく	(家主不記載)
林口町	同	むめ	同右
同	同	妙海	嘉右衛門
西本町	同		

## ○「系引」と女性

同じ名前が多いことに驚きます。しかし、いまそれは横に置いておきます。ここでは、彼女らの仕事全て「系引」とされていることに注目し、考察してみます。

辞書で系引とは、納豆が糸を引くとか、陰で糸を引く人といった用例ばかりが幅を利かしています。しかし、糸繰りと同義とすれば、綿の実から種を除いて織物用の糸に紡いでいくことでしょ。作業は、簡易な道具である糸繰車を回して行うもので、どこでもでき、女性の仕事と考えられています。

この「系引」を業とする人びとが池田の町にたくさんいたのです(『新修池田市史』第2巻)。元禄10年の池田村絵図には、118人が数えられているとのこと。

さて、「系引」を仕事とする人は、先の13人をのぞけば、全て男性の名前の下に続けて「後家」と表記されて

柳屋町	同	つま	宇兵衛
同	同	なつ	同
甲ヶ谷町	同	妙栄	大工九兵衛
米屋町	同	せん	日用弥蔵
同	同	むめ	同

います。たとえば、「長兵衛後家」とか「仁左衛門後家」といった具合です。「後家」とは、夫が亡くなった後、男子の子どもが成人し、家の跡を継ぐことができるまで死んだ夫の名前を盛り立てていく女性という意味でしょうか。家を代表する者として自分の名前を名乗れなかったのです。

しかし、「系引」の収入は少なく、生活はぎりぎりでした。これは、彼女たちの住まいが例外なく表通りから一歩も二歩も引き下がった裏町に集中し、いずれも狭かったことから判断できます。

ところで、こうした彼女たちに仕事を回した人がいるはず。元禄10年の池田村絵図を見ていく



新町の様子。左の道は現在の国道173号。女性名が見られる(伊居太神社蔵「元禄10年池田村絵図」)

と西ノ口町(現在の西本町辺り)の通りに面したところに木綿屋が2軒店を構えています。おそらく、この2軒が池田の町の120人近い「系引」にとって命の綱ともなっていた問屋でもあったのでしよう。

## ○女性たちの歴史に思いを寄せる

では、先に掲げた13人の女性たちは、なぜその名前が記されたのでしょうか。おそらく何らかの理由があり独身であったから、記載せざるを得なかったのでしょうか。夫との死別後子がなかった人物かもしれない。彼女たちも「後家」と同じく生活は苦しかったと思われる。なかには、仏門にあると思われる「妙」の字を持つ女性も3人います。女性たちの背景がさまざまに想像されます。

ちなみに、鎌倉時代や室町時代には有力な寺院に田地を寄進した裕福な女性が古文書の中に名前を残していました。そのような女性のありようは、この絵図が描かれた江戸時代ではどう変わっていったのでしょうか。さまざまなかを思うばかりです。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳) ◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674

# わがまち歴史散歩

## 近世池田村の庄屋・年寄

### ○「村」のイメージ

「江戸時代、村には庄屋とか年寄とかいう役人がいましたが、どんな人なのでしょう。」こう質問されたらどう答えますか。

そもそも、この人たちについて考えたことがない、いたことさえ知らないという人も多いのでは。

ありきたりな時代劇ドラママでは百姓も庄屋も、年寄も、滅多に見かけません。ときどきは出てきますが、その多くのイメージは、年をとり、顔にはしわ、見栄えのない着物姿で、領主の怒りを気にする哀れな農民といったところでしょうか。主人公の武士たちの引立役ですね。

NHKの大河ドラマでも今まで主役になった人はいません。ただ、今年の渋沢栄一は例外かも。ここでは、新しい「お百姓」のイメージがいろいろと沸いてきます。もちろん主人公は農民です。しかし、農作業では、米よりも藍の生産や蚕の飼育の方が中心。しかも買い付けにも心を砕いていて、半分以上商人ですね。視野も広いです。本当のところ、百姓って、どっちのイメージなのでしょう。

### ○池田村の庄屋・年寄

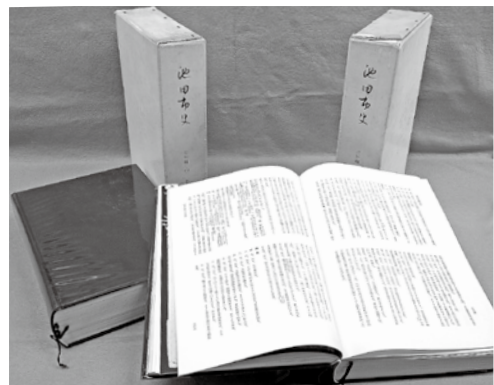
ところで、江戸時代には池田村も領主に支配され、年貢を払い続ける村でした。村ですから庄屋や年寄などといった村役人もおり、彼らは多くの百姓の上に立って領主の指示を受けていたのです。

さて、村だとすると当然、庄屋のくらしは農業中心、もちろん年貢のことで心は占められていた、と考えるのが普通でしょう。もともと、池田村は5つの株に分けられ、5人ずつ庄屋・年寄などがいたといえますから、少しややこしいですね。そこで、この5株のことはちよつと脇に置いておきましょう。そうすると、どんな人が庄屋や年寄役を務めていたのか、気になってきます。

### ○伊居太神社日記の衝撃

江戸時代、伊居太神社Ⅱ穴織宮の宮司は代々日記を書き続けてきました。『池田市史』史料編②③はそれを翻刻した活字本で、B4版全2076ページという大冊となっています。代々の宮司のなかでも、文化6年(1809)9月の就任から天保10年(1839)末の引退まで31年余にわたって書き続けたのは秦上総定興です。その

伊居太神社日記を所収した『池田市史』史料編②と③



分量は833ページ。一人の人物が記した日記としては日本有数の記述量ではないでしょうか。

定興が宮司のとき、すなわち文政3年(1820)12月のことですが、日記には定興の身内と思われる勝左衛門(幼名伝之介)が推されて中池田村の庄屋に就任したと書かれているのです。もちろん、伊居太神社は、池田村のみならず、広く周辺地域からも尊崇された権威ある神社です。年貢の対象地にはならず、宮司も百姓の身分とは違っていました。そこで思うのですが、なぜ、宮司の身内が庄屋になれたのでしょうか。

実は、日記をめくっていくと、定興は当時池田一の造り酒屋で

あった大和屋の一統に属する商家Ⅱ通称大和屋勝左衛門であったことが分かります。それが、文化6年9月に宮司家である河村家の跡を取ったのです。文政3年に庄屋となった勝左衛門は宮司の身内と思われず、定興が宮司になる前の勝左衛門を襲名しており、当然大和屋に関わる人物とも見做されていたでしょう。「中池田村庄屋勝左衛門」の名は、このあと各種の史料に出てきます。

### ○商人が庄屋・年寄に

そういえば、この時期の池田村の庄屋の名前には、麴屋小兵衛とか豊嶋屋六兵衛など、商家としての屋号をもっている人が大勢います。ただし、庄屋として登場するときには屋号は書かれていません。

池田村の庄屋・年寄で農業を本業とする者は少なかったと考えるべきでしょう。一般の村々とは異なり商人を本態とする人びとが幕府や近衛家といった領主の指示を受けて、毎年多額の年貢を集め、納める仕事をしていたので、在郷町であった池田村の特質はここにあったと考えるべきでしょう。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)  
◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674



# わがまち歴史散歩

## 江戸時代の神社信仰とその財政基盤

### ○心のよりどころ

「伊居太神社日記」には、正月三日にたくさんの人が神社にお参りするといった「初詣」の様子を語る記事は一度も出てきません。つまり、江戸時代にはこのような習慣はなかったのです。

実は、神社への宗教的尊崇の念の表し方は今とはずいぶん違っていたようです。例えば、「伊居太神社日記」文化6年(1809)10月16日には池田で酒造を営んでいた大和屋仁右衛門の記述があります。彼は、前年大坂伝法の地に事業の場所を移し、江戸行きの船を運航させていますが、その名を伊居太神社の別名にちなむ「穴織丸」と名付け、出船時も、また無事に着船したときも船頭らに神社へ参拝させています。

このように、江戸時代の神社は、生地を離れた個人にとっても産土社うぶつちやとして心のよりどころとなっていたのです。また地域の人々全体にとっても安寧と繁栄を願い、また、心を合わせる場所として存在していたのです。

### ○神社の存続を支えるもの

さて、こうした神社の存続には大勢の人々の信仰心は言うまでも



伊居太神社

ないとして、経営を安定させる財政的な支えも重要な条件であったと考えるべきでしょう。今回はここに注目して検討してみます。

一つ目は、大きな工事に有力者が出資するという点です。文化7年5月25日、上池田の料理屋めん茂もん「こと木綿屋茂兵衛が伊居太神社にやつてきて言います。伊居太神社および呉服神社ともに馬場先へ石の玉垣造立の世話をしたいと。両神社ともこれを受け入れました。木綿屋茂兵衛は、工事中「願主木綿屋茂兵衛」と記した木札を現場に立てました。これで、有力な商人が両神社を尊崇し、大工事の財政を支えるという形が示されたわけですね。もちろん、「綿茂」こと木綿屋茂兵衛の名前は大きく上がります。

二つ目。神社には、氏子から集める協力金のようなものがあつたようです。例えば、6月頃には麦の収穫を待って「麦初穂」を集めています。文化7年(1810)には麦8斗5升で、銭5貫57文となつたと書かれています。安土桃山時代に豊臣家の庇護から始まつた神社の権利だつたのかも知れません。

三つ目には、特定の商人などからの供物です。文化6年には10月から12月末までに米屋町鍋屋治兵衛から神酒1升、勝尾寺屋平兵衛から同じく1升、小坂田与三右衛門から米1斗7升、同じく正智寺より同量といった感じでした。これらは、時期を見て「神供」として御殿前に飾られます。

四つ目には、「さいせん」あるいは「さんせん」と呼ばれるものです。いずれも個々に拝礼する人がそのたびに投げ入れる小銭です。毎月の初めに勘定し、銭で1貫860文とか1貫900文とかいった数字が記されています。神社が大勢の参拝者によって支えられていたことがわかります。なお、この「さんせん」には臨時のものもありました。例えば、文化7年2月18日難市なんしのときには集まる人が多く、合計1貫文に上つたとありま

す。もちろん、祭礼のときにもぎわつたものでしょう。

しかしなんと言つても、神社の財政を考えるとときには、宮司の出身家あるいは後見人の財産的信用を見落としてはなりません。伊居太神社も宮司の出身家である大戸屋おほとけ「大和屋」の信用があつて、経営はさらに安定したと考えるべきでしょう。何かあつても大和屋が付いているというのは、大きな安心感を与えたと思われま

### ○氏子の安心と尊崇の気持ち

神社の経営が安定してはじめて、氏子らは、その神社は悠久の昔から存在し、将来もそのまま続くという神社の説明を信じ、安心感を持つことができます。氏子たちは、理屈抜きにそうした神社を心の支えとして尊崇していったのではないのでしょうか。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)  
◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674

## わがまち歴史散歩

## 江戸時代後期、神輿渡御の復活記録

## ○池田市民の誇り

江戸時代から明治期まで、町の人びとのくらしを知る上で池田に「伊居太神社日記」と「稲束家日記」が残されていることは全国的に見ても素晴らしいことです。両方とも、読みにくい文字を活字に変えて本にしています。池田市の誇りといつていいでしょう。

ただし、内容の理解にはかなりの知識と努力が必要です。例えば人物。初めは何者か少しも分かりません。日記の記述者との関係も、社会的な役職名もまず明示されません。それが、次々と出てくるのです。特に「伊居太神社日記」では記述が細部にわたって、かえって脈絡が取りにくい感があります。

しかし、こうした難関を乗り越えたとき、思いもつかなかった歴史的な事実がいっぱい見えてくるのです。今回は伊居太神社と呉服神社で江戸後期、賑やかに行われていた秋の神輿と太鼓の渡御の復興について見ていきましょう。

## ○神輿・太鼓の渡御が復活

そもそも神社の祭において神輿



池田村旧町名

(御輿)渡御はどんな位置を与えられていたのでしょうか。

池田では荒木村重の戦乱後豊臣家のもとで世が治まってからも、150年以上にわたって渡御が途切れていました。「穴織宮拾要記」という史料には、伊居太神社が御旅所のあった小坂田への渡御を試みたところ、その地の人びとから通行を阻止され、御輿も壊されたと書かれています(136号)。

神輿渡御の復興が具体化するのには、寛延3年(1750)のことでした。『新修池田市史』第5巻(民俗編)第二章第1節で詳しく紹介されていますが、ここではさらに事実を付け足して考察してみよう。

まず、「伊居太神社日記」同年6月21日には「神輿寄合」が開かれ

たとの記事があります。そこには、本町、荒木町、立石、米屋町、西ノ口、柳屋町、新材木町、元新町、北ノ口、甲加谷、大西、寺垣内、米山、中ノ町、それに小坂田村の合計14町と1村、57人が集まったと記録されています。伊居太神社を支える氏子町々が神輿渡御を希望したのです。

宝暦2年(1752)4月7日には大坂から神輿が船積みされて到来し、氏子中が迎えに行き、翌日には参詣者が大勢集まりました。ただし、この年の秋祭りに渡御はなく、宝暦4年9月17日、「初めて神輿出る」として、米屋町はじめいくつかの町を廻り、七ツ時(午後4時〜5時頃)宮へ入ったと記されています。また、続いて「太鼓方々へ行き本養寺借り昼食、夜五つ時宮へ入る。才二メ(貫)三百□十文よる(寄る)とも。ちようちん両夜灯し」とあります。

「才」というのが「さいせん」とすれば、神社では、ひとり一文とみて少なくとも1000人から2000人以上の参拝者を得たと考えられます。神輿渡御は町の人びとの心を高ぶらせ、喜ばせたのです。まもなく氏子町を中心に

神輿講・太鼓中といった組織も作られます。宝暦7年には囃子獅子も出てきます。

一方、呉服神社の動きは定かではありませんが、ほぼ同様だったと思われる。

## ○続けられた行事

「伊居太神社日記」はこのあと明和2年(1765)までと同9年(安永3年(1774))5月、同7年(8年)と残されましたが、そのあとは文化5年(1808)まで原本自体が分からなくなっています。ただ、文化6年9月27日に、前回紹介した大戸(大和)屋勝左衛門が宮司家の跡をとり、改めて日記をつけ始めます。彼は翌年9月17日に「今日神事也、賑々しく御座候」と記しています。

神輿渡御はここまで休まず続けられていたのです。近郷の町々でも人びとは楽しみにしていました。中ノ町に住んでいた稲束家の日記寛政6年(1794)9月17日には「神輿渡行有」と書かれ、さらに親類から見物客が来たことが記されています。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課 市史編纂 ☎754・6674